

## 規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	医療法及び医師法の一部を改正する法律
規制の名称	地域医療構想達成のための新たな都道府県知事の権限
規制の区分	新設
担当部局	医政局地域医療計画課
評価実施時期	平成30年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>地域における医療提供体制の確保が困難となる可能性がある。          現行の規制では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関の新規開設、増床等の許可の申請を行った者が、許可に当たって付与された条件(医療法第7条第5項)に従わず、当該構想区域で既に将来の病床数の必要量に達した医療機能を提供している場合、命令に従わない旨の公表はできるものの、当該医療機能の提供そのものを差し止めることはできず、</li> <li>・ また、当該構想区域に不足する医療機能が存在しない(全ての医療機能について、既存病床数が既に将来の病床数の必要量に達している)場合には、そもそも許可に当たって条件を付与することができない状況にあるため。</li> </ul>
直接的な費用の把握	<p>医療機関の新規開設、増床等の許可の申請があった場合において、当該医療機関を含む構想区域における医療機能ごとの既存病床数の合計が、医療機能ごとの将来の病床数の必要量の合計に既に達している場合又は当該申請に係る病床の増加により超えることとなる場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域で開設が必要である理由等(※)の書面の都道府県知事への提出、</li> <li>・ 当該理由等が十分でないと認めるときは、地域医療構想調整会議における協議に参加こと、</li> <li>・ 地域医療構想調整会議における協議が調わない場合等は、当該申請をした者に対し、医療審議会に出席し、理由等の説明をすること</li> </ul> <p>が努力義務として課されるため、これに応ずる費用(事務処理費用、交通費等)が発生する。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>地域医療構想の達成により、地域における医療提供体制の確保が推進されることにより、患者及び地域住民への医療提供が適切に行われることとなる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>対象となる個別の医療機関に対する義務であり、また、副次的な影響が想定される場合は、都道府県知事は権限を発動しないこともできるため、副次的な影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の把握	<p>規制の新設を行うことで事業者に一定の負担が生じるものの、規制の新設を行う事で地域医療構想の達成がより推進され、地域における医療提供体制の維持・改善が図られ、患者及び地域住民への医療提供がより適切に行われることとなるため、規制の新設が必要である。</p>
代替案との比較	<p>今回の規制は努力義務を課すものであるから、最も緩やかな規制であるため、代替案はない。</p>

その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後5年を目途として、改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。